

事務連絡
令和3年7月30日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

「感染拡大地域の積極的疫学調査における濃厚接触者の特定等について」
について

現在、首都圏や都市部を中心に新型コロナウイルスの感染が大きく拡大している状況となっており、陽性者の増加に伴う保健所業務の逼迫により、積極的疫学調査の実施に大きな影響が生じる恐れがあります。

このため、緊急事態宣言対象地域やまん延防止等重点措置区域など、感染が大きく拡大している地域においても、必要な行政検査が迅速に行われることを目的として、先般、別添の事務連絡「感染拡大地域の積極的疫学調査における濃厚接触者の特定等について」（令和3年6月4日新型コロナウイルス感染症対策推進本部）を発出し、保健所の積極的疫学調査の業務の効率化等についてお示ししているところです。

関係自治体におかれては、当該事務連絡の内容を参照いただき、適切に対応を行っていただくようよろしくお願いいたします。